

JA新潟かがやき

かがやき農業振興支援事業

申請期間 令和7年7月1日～8月31日

● 概要

1. 園芸品目拡大支援事業

2. 米・麦・大豆の子カラ支援事業

① 支援額	当JAで購入された組合員への奨励 事業費（税抜き）の10%以内。 支援限度額100万円以内。 但し、事業費は10万円（税抜き）を超えるもの。	
② 支援事業対象者	1. JA新潟かがやき管内の組合員（個人、法人、組織） 2. 基準年（前年度）から3年後に、支援対象品目において下記のいずれかに取り組む方。 【面積拡大】 露地5a以上、施設1a以上の拡大 【販売額向上】 10%向上	1. JA新潟かがやき管内の組合員（個人、法人、組織） 2. 基準年（前年度）から3年後に10%以上の作付拡大に取り組む方。 （対象品目の作付面積が15ha以上の場合、5%以上の面積拡大に取り組む方）
	<h3>3. 新規親元就農支援事業</h3>	
	支援額	①の支援額に加え、就農支援金として一律10万円を交付する。
	支援事業対象者	上記の各支援事業対象者の要件である1、2に加え以下を満たす者 親元（以下「事業主」）と3親等以内であり、事業承継または独立就農を目指し、JA新潟かがやき管内で農業を続けていく強い意思を持っており、実施期間中に確実に就農する、または就農が見込まれる親元就農者を有する方、または新規独立就農者
③ 支援対象品目	えだまめ、きゅうり、桃、里芋、いちご、ねぎ、たまねぎ、すいか（大玉、小玉）、スイートコーン、かんしょ、かぼちゃ、柿、そらまめ、いちじく、トマト、切花、かきのもと、メロン、れんこん ※これ以外の品目については別途ご相談下さい。	米、麦、大豆
④ 対象費用	1. 園芸使用の機械全般（中古機械も含む） 2. パイプハウス（資材費のみ）、トンネル支柱含む 3. 高設栽培、養液土耕栽培に係る資材費 4. ハウス暖房機、環境制御システム、炭酸ガス発生装置 5. 灌水装置 6. 果樹棚、果樹苗木 7. ドローン（本体及び本体に付属するものを対象とする） ※発電機、登録料、替えバッテリー等は対象外	1. 色彩選別機 2. ドローン（本体及び本体に付属するものを対象とする） ※発電機、登録料、替えバッテリー等は対象外 3. 直播栽培の播種機 4. 葉緑素計 5. フレコン計量機 6. 麦・大豆生産に係る専用機械 ※収穫、乾燥、調製に係る機械は対象外
対象外となるもの	個人売買等による中古機械、リースによる導入、仕様変更にかかる費用・ビニール張替え・修理、設置費用等工事費	個人売買等による中古機械、リースによる導入、設置費用等工事費
⑤ 実施期間	令和7年2月1日～令和8年1月31日に購入したもの	

● 事業申請方法

申請書等、必要書類については最寄りのアグリセンターにお問い合わせ下さい。

● その他

申請時、3ヵ年の生産拡大計画を立てていただきます。計画に基づいた生産拡大の実施をお願いいたします。